



新	旧	備考	差分
 <p data-bbox="371 701 875 800">使用料規程</p> <p data-bbox="397 953 854 1549"> 平成 13 年 10 月 26 日届出 一部変更 平成 14 年 3 月 1 日届出 一部変更 平成 15 年 5 月 30 日届出 一部変更 平成 17 年 8 月 18 日届出 一部変更 平成 18 年 3 月 2 日届出 一部変更 平成 18 年 8 月 31 日届出 一部変更 平成 19 年 4 月 13 日届出 一部変更 平成 19 年 11 月 29 日届出 一部変更 平成 20 年 8 月 27 日届出 一部変更 平成 21 年 5 月 28 日届出 一部変更 平成 24 年 11 月 29 日届出 一部変更 平成 25 年 2 月 26 日届出 一部変更 平成 26 年 2 月 27 日届出 一部変更 平成 27 年 2 月 26 日届出 </p>	 <p data-bbox="1510 701 2015 800">使用料規程</p> <p data-bbox="1537 953 1994 1549"> 平成 13 年 10 月 26 日届出 一部変更 平成 14 年 3 月 1 日届出 一部変更 平成 15 年 5 月 30 日届出 一部変更 平成 17 年 8 月 18 日届出 一部変更 平成 18 年 3 月 2 日届出 一部変更 平成 18 年 8 月 31 日届出 一部変更 平成 19 年 4 月 13 日届出 一部変更 平成 19 年 11 月 29 日届出 一部変更 平成 20 年 8 月 27 日届出 一部変更 平成 21 年 5 月 28 日届出 一部変更 平成 24 年 11 月 29 日届出 一部変更 平成 25 年 2 月 26 日届出 一部変更 平成 26 年 2 月 27 日届出 一部変更 平成 27 年 2 月 26 日届出 </p>		
			追加
株式会社イーライセンス	株式会社イーライセンス		

第 11 条 (有線放送に関する利用許諾)	第 11 条 (有線放送に関する利用許諾)																		
<p>1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p>1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p>																		
<p>2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合</p> <p>年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="189 554 1071 779"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら音楽により編成されたチャンネル</td> <td>3.0 %</td> </tr> <tr> <td>主として音楽番組のチャンネル</td> <td>2.25 %</td> </tr> <tr> <td>総合編成のチャンネル</td> <td>1.5 %</td> </tr> <tr> <td>ニュース・スポーツ等のチャンネル</td> <td>0.75 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合</p> <p>著作物の利用方法ごとに1 曲1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="189 953 1086 1094"> <thead> <tr> <th>1曲1回の有線ラジオ放送につき</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間5分まで</td> <td>受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円</td> </tr> <tr> <td>利用時間5分までを超えるごと</td> <td>受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 有線ラジオ放送については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4 月から翌年3 月までとします。</p> <p>② 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とします。</p> <p>③ 「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入及び番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料及び受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額（消費税を含まないもの）をいいます。</p> <p>④ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。</p> <p>⑤ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難しい場合は、利用者と協議の上、本条第2項(1)及び(2)の規定の範囲内において定めます。</p>	区 分	使用料率	専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %	主として音楽番組のチャンネル	2.25 %	総合編成のチャンネル	1.5 %	ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %	1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額	利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円	利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円	<p>2. 音楽の提供を主たる目的とする有線放送事業者が有線放送に著作物を利用する場合の使用料は、当該事業者の営業収入（加入料金収入（消費税別）をいいます。）に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。</p>	<p>使用料の詳細区分を新たに設定</p>	<p>修正</p>
区 分	使用料率																		
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %																		
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %																		
総合編成のチャンネル	1.5 %																		
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %																		
1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額																		
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円																		
利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円																		

<p>3. 有線テレビジョン放送事業者（以下「CATV事業者」といいます。）が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができるものとします。</p>	<p>3. 有線テレビジョン放送事業者（以下「CATV事業者」といいます。）が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができるものとします。</p>																										
<p>(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合</p>	<p>(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合</p>																										
<p>①有線放送事業収入がある場合の年額使用料 当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。</p>	<p>①有線放送事業収入がある場合の年額使用料 当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。</p>																										
<p>②有線放送事業収入がない場合の年額使用料 次の区分に定める額とします。</p>	<p>②有線放送事業収入がない場合の年額使用料 次の区分に定める額とします。</p>																										
<table border="1" data-bbox="172 600 973 926"> <thead> <tr> <th>受信契約世帯数</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000世帯まで</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000世帯まで</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000世帯まで</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000世帯まで</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000世帯を超える場合</td> <td>受信契約世帯数に10円を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	受信契約世帯数	使用料額	1,000世帯まで	30,000円	3,000世帯まで	50,000円	5,000世帯まで	80,000円	10,000世帯まで	100,000円	10,000世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額	<table border="1" data-bbox="1308 600 2110 926"> <thead> <tr> <th>受信契約世帯数</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000世帯まで</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000世帯まで</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000世帯まで</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000世帯まで</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000世帯を超える場合</td> <td>受信契約世帯数に10円を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	受信契約世帯数	使用料額	1,000世帯まで	30,000円	3,000世帯まで	50,000円	5,000世帯まで	80,000円	10,000世帯まで	100,000円	10,000世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額		
受信契約世帯数	使用料額																										
1,000世帯まで	30,000円																										
3,000世帯まで	50,000円																										
5,000世帯まで	80,000円																										
10,000世帯まで	100,000円																										
10,000世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額																										
受信契約世帯数	使用料額																										
1,000世帯まで	30,000円																										
3,000世帯まで	50,000円																										
5,000世帯まで	80,000円																										
10,000世帯まで	100,000円																										
10,000世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額																										
<p>(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合</p>	<p>(3) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合</p>																										
<p>著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーライセンスの管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6/12の額とします。</p>	<p>著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーライセンスの管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6/12の額とします。</p>																										
<table border="1" data-bbox="195 1100 1092 1241"> <thead> <tr> <th>1曲1回のCATV放送につき</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間5分まで</td> <td>受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円</td> </tr> <tr> <td>利用時間5分を超えるごと</td> <td>受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1曲1回のCATV放送につき	使用料額	利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円	利用時間5分を超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円	<table border="1" data-bbox="1329 1100 2226 1241"> <thead> <tr> <th>1曲1回のCATV放送につき</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間5分まで</td> <td>受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円</td> </tr> <tr> <td>利用時間5分を超えるごと</td> <td>受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1曲1回のCATV放送につき	使用料額	利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円	利用時間5分を超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円														
1曲1回のCATV放送につき	使用料額																										
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円																										
利用時間5分を超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円																										
1曲1回のCATV放送につき	使用料額																										
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円																										
利用時間5分を超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円																										
<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降（平成27年7月1日）から実施します。</p>	<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降（平成27年4月1日）から実施します。</p>		修正																								